

◎半島振興法の一部を改正する法律

(平成二十七年三月三十一日法律第六号(衆))

一、提案理由(平成二十七年三月二十四日・衆議院本会議)

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図り、地方創生の一翼を担うべく、所要の改正を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、目的規定において、半島地域の担う役割を明記するとともに、定住の促進を図ることを追加すること、

第二に、半島振興計画の内容を拡充すること、

第三に、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずること、

第四に、産業振興促進計画認定制度を創設すること、

第五に、配慮規定に、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に係る事項を追加すること、

第六に、半島振興計画に係る主務大臣を追加すること、

第七に、法律の有効期限を平成三十七年三月三十一日まで十

年間延長すること
などであります。

本案は、去る三月二十日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二十七年三月三十一日)

○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等、この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月三十一日)

政府は、本法の施行に当たり、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、半島地域における住民の生活の質の向上を図るため、医療、介護、教育、交通、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図るよう努めるべきである。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。